

1

関税法上の用語の定義

輸入→外国貨物を本邦に引き取ること

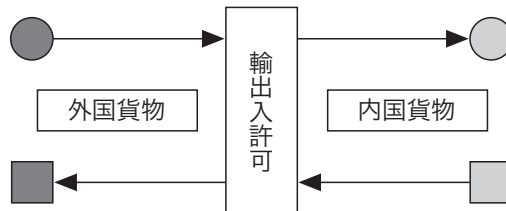
輸出→内国貨物を外国に向けて送り出すこと

外国貨物→

- ① 輸出の許可を受けた貨物
- ② 外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）で輸入が許可される前のもの

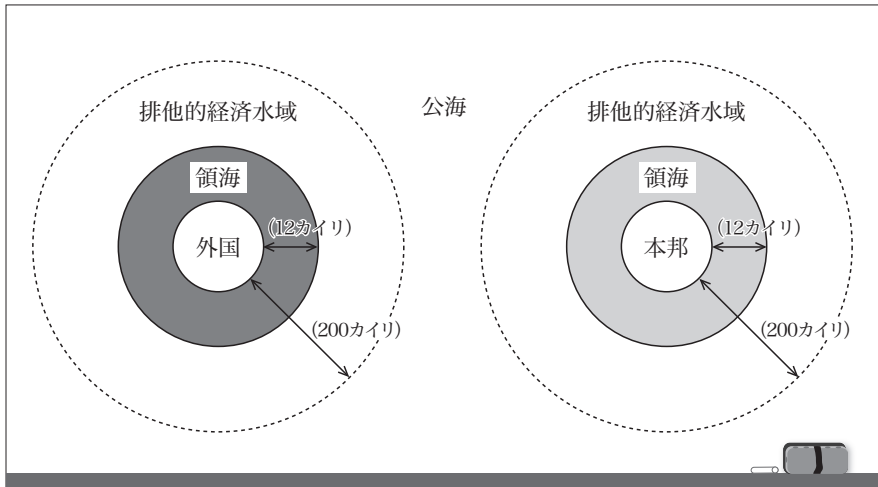
内国貨物→

- ① 本邦にある貨物で外国貨物でないもの
- ② 本邦の船舶により公海で採捕された水産物



※ 関税法においては、「輸出」とは異なる行為として、「積戻し」を定義している。**積戻し**とは、**外国貨物**を外国に向けて送り出すことをいう。

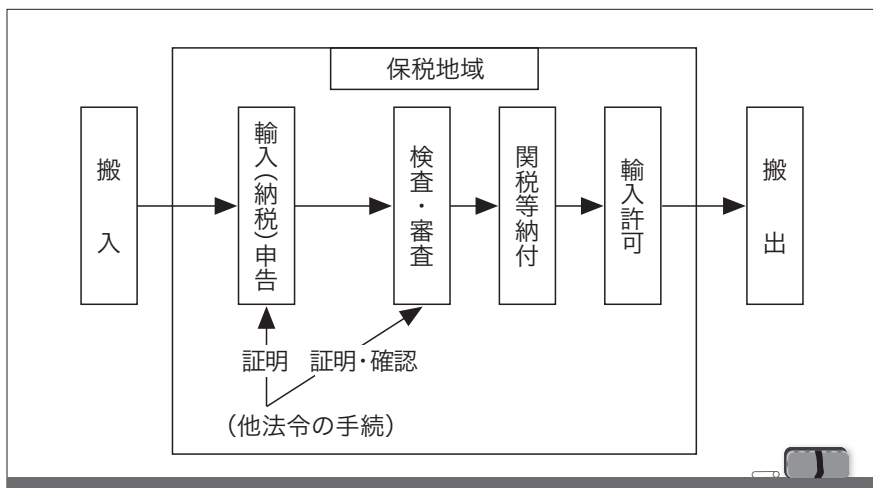
水産物について



- 1 本邦の領海で採捕→内国貨物
- 2 外国の領海で採捕→外国貨物
- 3 公海（又は排他的経済水域の海域）で採捕された水産物
 - (1) 本邦の船舶により採捕→内国貨物
 - (2) 外国の船舶により採捕→外国貨物

2 輸入通関

原則的な輸入通関手続の流れ



輸入（納税）申告書に添付する書類

- ① 税関長の輸入の許可の判断のための書類
 - イ 仕入書
 - ロ 契約書, 保険料明細書, 価格表 etc.
- ② 関税についての便益を適用するための書類
 - イ 協定税率, 便益関税→原産地証明書
 - ロ 経済連携協定→締約国原産地証明書

保稅地域

種類	設置の態様	主要機能
指定保稅地域	財務大臣の指定	一時蔵置（1月以内）
保稅蔵置場	税関長の許可	長期蔵置（2年以内）
保稅工場	税関長の許可	加工，製造
保稅展示場	税関長の許可	展示，使用
総合保稅地域	税関長の許可	長期蔵置（2年以内） 加工，製造 展示，使用

保稅地域等

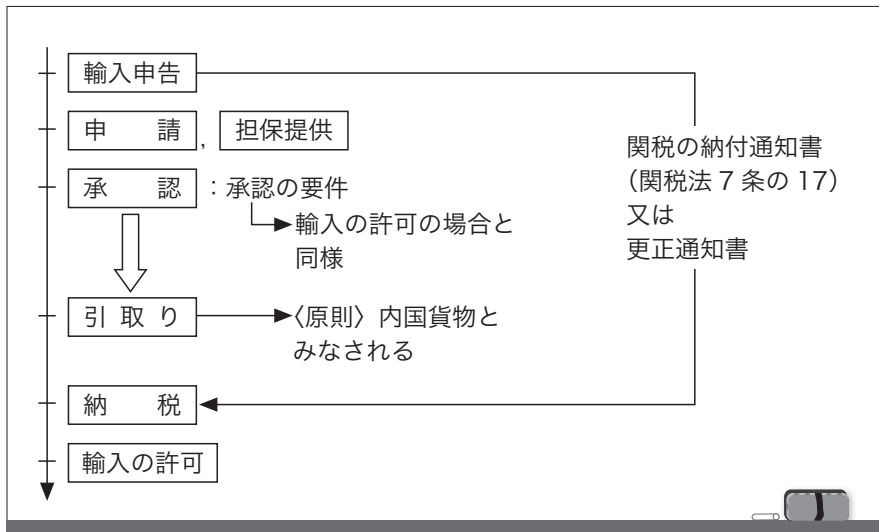
保稅地域

指定保稅地域
保稅蔵置場
保稅工場
保稅展示場
総合保稅地域

他所蔵置許可場所

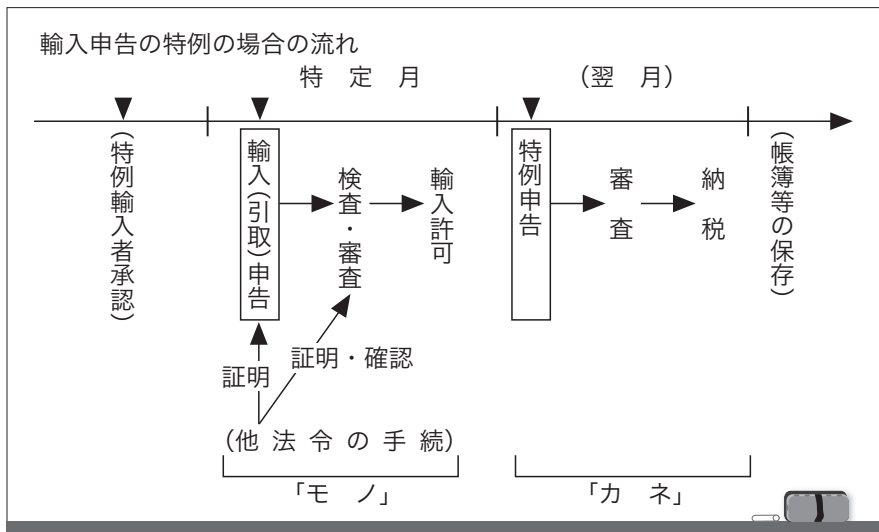
〱 輸入の許可前における貨物の引取り（輸入許可前引取承認） 〱

貨物を輸入する場合、輸入の許可を受けた後でなければ、保税地域等から引き取ることができないのが原則である。しかし、特に引取りを急ぐ必要があると認められる場合等においては、税関長の承認を受けて輸入の許可前に貨物を引き取ることができる。



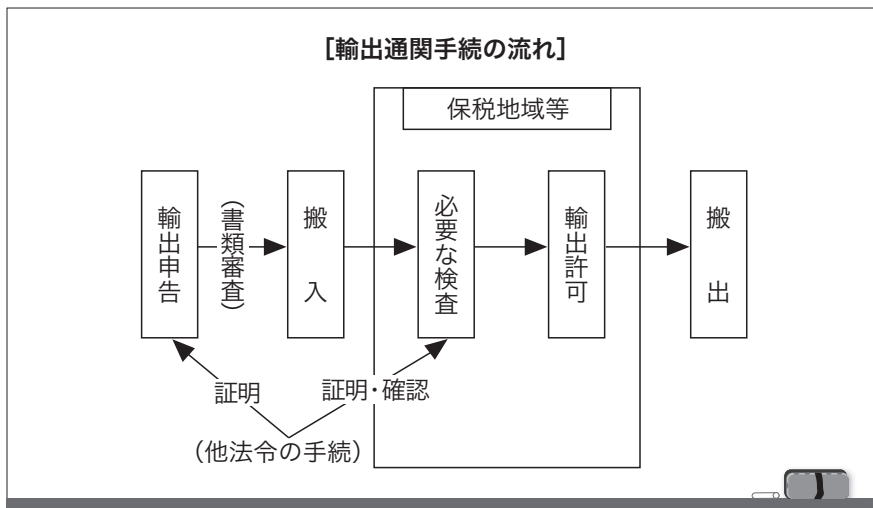
輸入申告の特例

特例輸入申告制度は、貨物の輸入に関する手続である輸入申告（輸入（引取）申告）と納税に関する手続（特例申告）とを分離して、**二段階で申告及び審査**を行うものである。あらかじめ税関長の承認を受けた者（**特例輸入者**）又は輸入通関手続を認定通関業者に委託した者（**特例委託輸入者**）のみが行うことができる輸入の形式である。迅速な輸入通関を実現するための制度である。電子情報処理組織（NACCS）を使用した場合には、保税地域等へ搬入せずに輸入申告を行うことができる。



3 輸出通関

原則的な輸出通関手続の流れ



輸出申告の特例

貨物を輸出しようとする者であらかじめ税関長の承認を受けた者（**特定輸出者**）、輸出の手続を認定通関業者に委託した者（**特定委託輸出者**）又は**認定製造者**が製造した貨物を取得して輸出しようとする**特定製造貨物輸出者**は、**申出**をすることにより、貨物を**保税地域等**に搬入することなく、自社の倉庫等で**輸出申告**を行い、**輸出許可**を受けることができる。輸出貨物の迅速かつ円滑な船積（積込）が可能となり、リードタイム及び物流コストの削減等を図ることができる。まずは次の2点に注意しておいてほしい。

- ① **特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告**の3つの制度がある
- ② 保税地域等へ搬入することなく輸出申告を行い、輸出許可を受けられる

4 保税運送

保税運送（原則）

外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、本邦内の一定の場所（開港、税関空港、税関官署、保税地域等）相互間に限り、**外国貨物のまま運送**することができる。外国貨物のまま、関税を留保して運送することから、これを保税運送と呼んでいる。

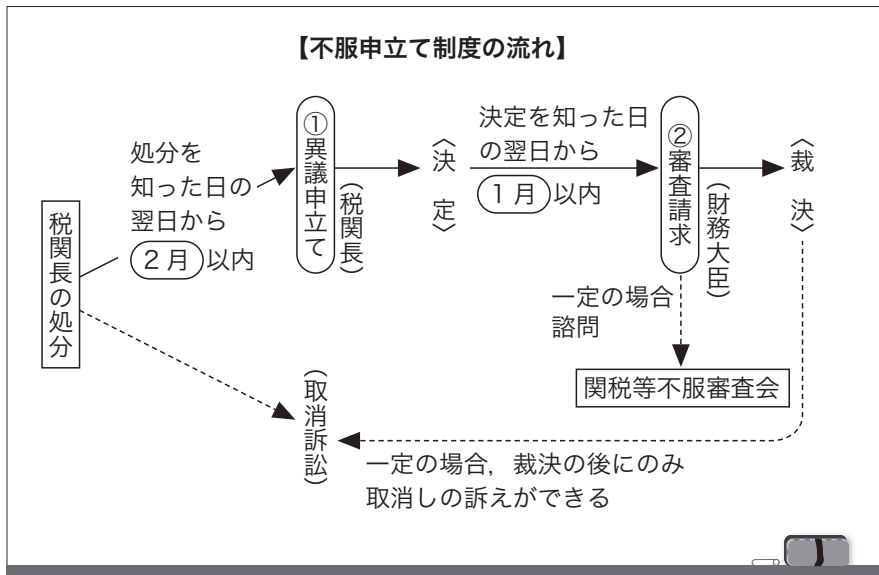
保税運送の特例（特定保税運送）

貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された運送者のための制度であり、これを利用することにより、簡易な手続で保税運送を行えるようになる等の特例措置を受けることが可能となる。

具体的には、あらかじめ税関長の承認（**特定保税運送者の承認**）を受けた者が特定区間において行う外国貨物の運送（**特定保税運送**）については、**個々の保税運送の承認を受けることを要しない**。

5 不服申立て

不服申立ての制度は、税関長により不当な処分を受けた者に対して、訴訟によるものとは別に救済を図るものである。不服申立ての制度は、税関長に対する異議申立てと財務大臣に対する審査請求の二段階で規定されている。



6 課税価格

関税は、輸入貨物の価格又は数量を**課税標準**として課するものとされている。課税標準とは、関税等の税額を計算する場合の基礎となる、貨物の価格や数量、すなわち「課税の基準」となるもののことだと考えればよい。

関税額の計算の例

例 1

$$\boxed{2,000 \text{ L}} \times 100 \text{ 円/L} = 200,000 \text{ 円} \cdots \cdots \text{従量税 (数量が課税標準)}$$

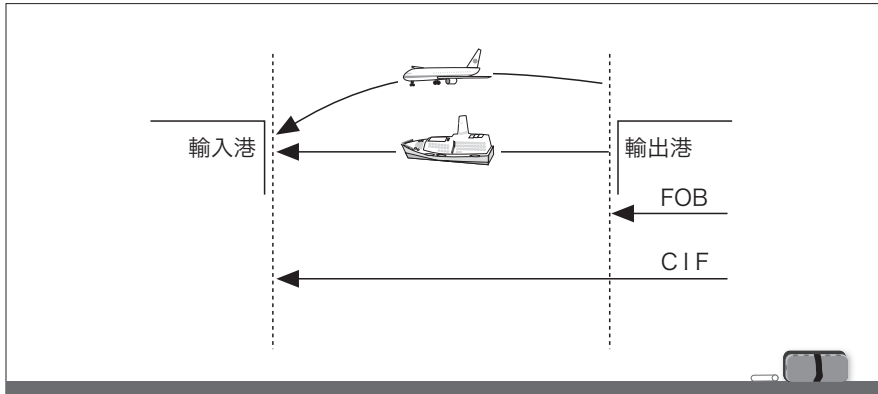
例 2

$$\boxed{100,000 \text{ 円}} \times 30\% = 30,000 \text{ 円} \cdots \cdots \text{従価税 (価格が課税標準)}$$

従価税方式における課税標準（上記例 2 における 100,000 円）のことを「**課税価格**」という。

なお、輸入貨物の輸入申告価格は、従価税品、従量税品を問わず、関税定率法における課税価格の計算方法の規定により計算される「課税価格に相当する価格」である。すなわち、**課税価格を決定することにより、輸入申告価格も決定されることになる。**

C I F 価格と課税価格の決定方法



本邦において、課税価格は**C I F 価格**とされる。その具体的な決定方法については、原則として、貨物が**輸入取引**（輸入売買契約）により輸入されることを想定して、「現実にくらで取引されたか（**現実支払価格**）」に基づいて決定することとしている（原則的決定方法）。

詳細は関税定率法で学習するので、まずは、輸入港までの**運送関連費用**等が契約上の価格に**含まれていない場合には、それらを加えたものを課税価格とすること**を押えておこう。

確認テスト

次の問題について、正しいものには○を、誤っているものには×を記入しなさい。

- | | | |
|----|---|--------------------------|
| 1 | 輸出の許可を受けた貨物で、外国貿易船に積み込まれる前のは、内国貨物である。 | ☐ |
| 2 | 輸入の許可を受けた貨物で、保税地域から引き取られる前のは、外国貨物である。 | ☐ |
| 3 | 本邦の船舶により公海で採捕された水産物は、内国貨物である。 | ☐ |
| 4 | 外国から本邦に到着した貨物を、輸入の許可を受ける前に外国に向けて送り出す行為は、輸出に該当する。 | ☐ |
| 5 | 貨物を輸入しようとする者は、必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 | ☐ |
| 6 | 税関長は、輸入（納税）申告があった場合において、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類を提出させることができる。 | ☐ |
| 7 | 指定保税地域とは、国及び地方公共団体等が管理する施設で、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として税関長が許可したものをいう。 | ☐ |
| 8 | 特定輸出申告は、あらかじめいずれかの税関長から特定輸出者として承認を受けた者に限り行うことができる。 | ☐ |
| 9 | 外国貨物は、原則として、税関長に申告し、その承認を受けて、本邦内の一定の場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。 | ☐ |
| 10 | 税関長の処分について異議申立てをした場合において、当該処分についての財務大臣に対する審査請求期間は、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して2月以内とされている。 | ☐ |
| 11 | 輸入貨物の課税価格は、原則として、外国から本邦までの運賃及び保険料を含めて計算する。 | ☐ |

解答

1 × 2 × 3 ○ 4 × 5 ○ 6 ○ 7 × 8 ○ 9 ○ 10 × 11 ○

以下、「×」の問題についての解説です。

- 1 **輸出の許可を受けた**貨物は、外国貿易船に積み込まれる前のものであっても、**外国貨物**である。
- 2 **輸入の許可を受けた**貨物は、保税地域から引き取られる前のものであっても、**内国貨物**である。
- 4 **外国から本邦に到着した**貨物で、**輸入の許可を受ける前**のものは、**外国貨物**である。外国貨物を外国に向けて送り出す行為は、**輸出ではなく積戻しに該当する**。
- 7 **指定保税地域**は、**税関長の許可ではなく財務大臣の指定**により成立する。
- 10 財務大臣に対する**審査請求期間**は、異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して**2月以内ではなく1月以内**とされている。